

第1 児総－1号

生駒市放課後児童クラブ施設整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和6年7月16日

生駒市長 小紫 雅史

記

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

1 業務名

生駒市放課後児童クラブ施設整備・運営事業

2 業務内容及び提出書類

別添「生駒市放課後児童クラブ施設整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

（1）施設に関しては、令和7年4月1日（火）までに開所すること。

（2）施設の運営に関しては、開所から少なくとも10年程度は継続して運営すること。

（開所後、社会情勢の変化等により、10年程度継続して運営することが困難な場合は、生駒市と協議を行うこととする。）

4 応募資格

応募できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものでなければならない。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項第2号に規定する放課後児童健全育成事業を、児童福祉法、生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。

（2）本市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政第16号）167条の4の規定に該当しないこと。

（4）破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

（6）健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。

（7）次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 本市の既存の放課後児童育成クラブと連携を図るなど、本市の教育・保育行政に積極的に協力できること。

(9) 保護者との交流を図り、保護者の意見を運営に反映させる努力を行うこと。

(10) 保護者及び地域との信頼関係を築けること。

5 提出期限

令和6年7月16日(火)から令和6年8月30日(金)までの午前9時から午後4時までの間に、児童総務課まで持参すること。(ただし、土・日は除く。また、郵送も不可とする。なお、提出日は事前に児童総務課まで連絡して調整すること。)